

不法入国・不法滞在

平成26年中、偽造旅券を行使するなどして不法入国し、検挙された者の数は116人で、前年同期（201人）と比較して85人減少しました。他方、**偽造技術の向上により精巧な各種偽造証明書が出回っている**ほか、偽装結婚等により正規滞在者を装って滞在する偽装滞在者の増加が懸念されています。

また、入国管理局による外国人個人識別情報認証システムが導入された19年11月以降、退去強制歴のある者が、指先を刃物で傷つけるなど指紋を偽装して入国した事案も発生しています。

我が国に存在する不法残留者の数は、26年1月1日現在で、**約5万9,000人**とされており、前年同期（約6万2,000人）と比較して約3,000人減少しました。最近の傾向としては、不法残留者の居住・稼働が小口化していることなどが挙げられます。

このような中、**入国管理局との合同摘発や集中取締り**を積極的に推進した結果、26年中における**来日外国人に係る出入国管理及び難民認定法違反で検挙し送致した人員と同法第65条による入国警備官へ引き渡した人員の合計が、3,883人**となりました。今後も不法滞在者の摘発を推進するとともに、不法滞在や偽装滞在を助長する集団密航、旅券等の偽変造、地下銀行、偽装結婚等に係る犯罪に対する取締りを強化していくこととしています。



在留カード偽造拠点の摘発（3月、愛知）

中国から在留カードを偽造するための材料を仕入れ、マンションの一室でパソコンとプリンター等を使い、大量の在留カードを偽造・販売していました。



在留カード（左、見本）と押収した偽造在留カード（右）

偽造在留カードに関する事件検挙が増加傾向にあり、偽造在留カードが全国的に出回っていることが懸念されています。